九　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条
十　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）
十一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条第一項及び第三項
十二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条第一項
十三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十九条
十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十二条
十五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条
十六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第三十七条

2　法第十九条第一号の政令で定める者は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調書の提出若しくは同法第二百二十六条第一項から第三項までの規定による源泉徴収票の提出をすることとされている者とする。

第二条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九から第三十条の十一までの規定中「第一号」の下に「及び第二号」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「次条」を「次条第一項」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条第一項中「番号利用法整備法第十九条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び附則第五条において「第三号新住民基本台帳法」という。）」を「住民基本台帳法」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の九」を「番号利用法整備法第十九条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び附則第五条において「第三号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九」に改め、同条第二項中「第三号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「新住民基本台帳法施行令」を「住民基本台帳法施行令」に改め、「同条中」の下に「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、」を加え、同条第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第三」を「住民基本台帳法別表第三」に、「新住民基本台帳法施行令」を「住民基本台帳法施行令」に改め、「同条中」の下に「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、」を加え、同条第四項中「第三号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「新住民基本台帳法施行令」を「住民基本台帳法施行令」に改め、「同条中」の下に「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、」を加える。

附則第四条第一項中「番号利用法整備法第二十一条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「第四号新住民基本台帳法」という。）」を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「番号利用法整備法第二十一条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「新住民基本台帳法施行令」を「住民基本台帳法施行令」に改め、「同条中」の下に「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、」を加える。

附　則

この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十六号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	円 660,000	円 610,000	円 573,600	円 554,800	円 526,500	円 479,400	円 432,300	円 385,200	円 347,500	円 328,700	円 309,800	円 291,000
	インドネシア	570,000	490,000	458,900	441,800	416,200	373,600	331,000	288,300	254,200	237,200	220,100	203,100